

広島県ダンススポーツ連盟規約

平成 13 年 5 月 27 日 制 定

平成 15 年 4 月 13 日 全部改正

平成 17 年 3 月 21 日 一部改正

平成 19 年 4 月 30 日 一部改正

令和 3 年 5 月 1 日 一部改正

第 1 章 総則

第 1 条 本連盟は、「広島県ダンススポーツ連盟」と称する。

2 本連盟の英名を「HIROSHIMA DANCESPORT FEDERATION」とする。

3 本連盟の通称を「社団法人 JDSF 広島県ダンススポーツ連盟」とする。

4 本連盟の略称を「JDSF 広島」とする。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、事務所を事務局長宅に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本連盟は、社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という。）の定款に基づき、広島県(以下「本県」という。)のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって本県県民の心身の健全な発展並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 オリンピック及び国体につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- 二 本県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
- 三 JDSF 公認又は承認等の競技会の開催及び支援
- 四 JDSF が行う事業への協力
- 五 (財) 広島県スポーツ協会への加盟及び関連事業の推進
- 六 本県所属の JDSF 会員及び選手等の登録管理
- 七 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会の開催
- 八 機関誌等の刊行物の発行
- 九 その他、本県において本連盟の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(加盟団体)

第 5 条 本連盟の加盟団体は、本県内で活動し、本連盟に登録した JDSF 認定サークル、JDSF 認定サークルで構成された市区町村連盟及び理事会で承認された団体とする。

(会員)

第 6 条 本連盟の会員は、前条の JDSF 認定サークル及び理事会で承認された団体の構成員のうち本連盟の目的に賛同する個人とする。

- 2 本連盟の会員は本連盟を通じて JDSF へ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。
- 3 本連盟は、第 1 項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員をおくことができる。

(会費)

第 7 条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- 一 退会
- 二 死亡
- 三 除名

- 2 前項第 3 号の規程は次の場合とし、本連盟の理事会において決定した後、JDSF に申請し、承認された場合に実施する。
 - 一 JDSF 又は本連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき
 - 二 JDSF 定款又は本連盟の規約その他違反行為のあったとき
 - 三 その他社会的に不都合の行為等があったとき

第 4 章 役員

(役員)

第 9 条 本連盟は、次の役員を置く。

- 一 理事 30 名以内（うち、会長 1 名、副会長 3 名以内）
- 二 監事 2 名

(役員の選任)

第 10 条 理事及び監事は、総会で選出する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事は、その理事の親族又はその他特別の関係のある者の合計は 2 名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事の総数の 10 分の 3 を超えてはならない。
- 5 監事は、他の監事若しくは理事と親族又はその他特別の関係のある者が含まれてはならない。

(理事の職務)

第 11 条 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、本規約及び総会議決に基づき本連盟の業務を執行する。

(監事の職務)

第 12 条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規程する業務を行う。

- 一 本連盟の財産状況を監査すること。
- 二 理事会に出席するなどして、理事の業務執行状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会、総会又は JDSF に報告すること。
- 四 前号の報告をする場合で必要と認めるときは会長に総会又は理事会の開催を求めることができる。

(役員任期)

第 13 条 本連盟の役員任期は 2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 任期満了後も後任の役員が選任されるまでの間、役員は解任されない。

3 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第 14 条 理事若しくは監事の解任は、第 8 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合とし、第 21 条第 2 項の規程にかかわらず本連盟総会で 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

(名誉会員)

第 15 条 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

(理事会招集)

第 16 条 理事会は、定期的に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は 3 分の 2 以上の理事から会議に付すべき事項を示して理事会開催を求められたとき、会長はその請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(理事会定足数等)

第 17 条 理事会は、3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面であらかじめ意見を表明した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、前項の出席理事の過半をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 5 章 会議

(総会招集等)

第 18 条 本連盟は、最高議決機関として総会をおく。

2 総会は、会員の代表（以下、「代表会員」と称する。）をもって構成し、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。ただし、理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。

3 代表会員は、本連盟の加盟団体を代表する者とし、その人数は別に定める。

4 代表会員の 5 分の 1 以上から要求があった場合には、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

(総会議長)

第 19 条 総会の議長は、会議の都度出席代表会員の互選で定める。

(総会付議すべき事項)

第 20 条 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- 一 規約の改定
- 二 役員選任
- 三 事業計画及び収支予算
- 四 事業報告及び収支決算
- 五 その他必要と認められる事項

(総会定足数等)

第 21 条 総会は代表会員の過半の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面であらかじめ意見を表明した者及び他の代表会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、前項の出席理事の過半をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

ろによる。

(加盟団体の管理)

第 22 条 本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び事業計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。又臨時総会を開催した場合はその総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。

- 2 本連盟理事会は、本連盟の加盟団体の活動に不整合があると認めた場合は JDSF に報告するものとする。
- 3 本連盟理事会は、前項の加盟団体について JDSF と協力して監査を実施し、改善指導できるものとする。

(議事録及び会計報告)

第 23 条 本連盟の総会、理事会の議事録は、議長が指名した書記が作成し、2 名以上の理事が署名のうえ、これを JDSF の定めに従って保存するとともに、JDSF より要請があった場合には適時提示するものとする。

- 2 毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会議事録、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を JDSF に報告するものとする。
- 3 臨時総会を行った場合は、総会終了後 2 ヶ月以内に全総会資料を JDSF に報告するものとする。

(会計年度)

第 24 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する。

第6章 雑則

(他団体への加盟)

第 25 条 本連盟が第 4 条の規定に該当しない団体に加盟する場合は、JDSF の承認を得るものとする。

(規約改定の議決)

第 26 条 本規約の改定行う場合は、第 21 条第 2 項の規定にかかわらず総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得るものとする。

(解散又はJDSFからの脱退)

第 27 条 本連盟の解散又は JDSF からの脱退を行う場合は、総会にて出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得るとともに、次の各号のいずれかの手続きを経るものとする。

- 一 本連盟会員総数の 4 分の 3 以上の賛成
- 二 JDSF の承認

2 本連盟が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

(細則への委任)

第 28 条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議を経て会長が定めることができる。

附則

1. この規約は、平成 13 年 5 月 27 日よりこれを施行する。(制定)
2. この規約は、平成 15 年 4 月 13 日よりこれを施行する。(全部改正)
3. この規約は、平成 17 年 3 月 21 日よりこれを施行する。(一部改正)
4. この規約は、平成 19 年 4 月 10 日よりこれを施行する。(一部改正)
5. この規約は、令和 3 年 5 月 1 日よりこれを施行する。(一部改正)

広島県ダンススポーツ連盟会費規程

平成13年 5月27日 制定

令和3年5月1日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、広島県ダンススポーツ連盟規約第7条に規定に基づき会費の額を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費の額は、会員1人につき年間1,200円とする。

(納入)

第3条 会員は、毎年度末までに次年度の会費を納入しなければならない。
ただし、途中入会の場合は、この限りではない。

附則

1. この規約は、平成13年5月27日よりこれを施行する。
2. この規約は、令和3年5月1日よりこれを施行する。

広島県ダンススポーツ連盟 細則

平成 15 年 1 月 1 日 (制定)

平成 15 年 4 月 13 日 (一部改正)

平成 16 年 3 月 21 日 (一部改正)

平成 16 年 9 月 20 日 (一部改正)

平成 17 年 3 月 21 日 (一部改正)

平成 18 年 3 月 19 日 (一部改正)

平成 19 年 3 月 25 日 (一部改正)

平成 24 年 3 月 11 日 (一部改正)

平成 24 年 4 月 22 日 (一部改正)

平成 27 年 5 月 17 日 (一部改正)

平成 27 年 7 月 5 日 (一部改正)

令和 3 年 4 月 10 日 (一部改正)

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、広島県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 連盟の事務を処理するために、事務局に次の部を置くことができる。

総務部 文書、規約、会議、渉外、その他一般の庶務に関する事項

企画部 本会の目的を達成するための企画等に関する事項

会計部 会計に関する事項

事業部 各種事業の実施に関する事項

競技部 競技会・パーティー等の競技に関する事項

(採点管理にかかるとものを除く)

採点管理部 競技会の採点等に関する事項

登録管理部 認定サークル及び団体並びに会員及び競技選手の登録及び管理に関する事項

広報部 本連盟のインターネット・ホーム・ページ及び事業等の広報に関する事項(か)

普及部 ダンススポーツの普及に関する事項

(県内をブロックに分け、各ブロックに普及員を配置)

2 前項の各部に部長（1名）副部長（2名）を置くことができる。

3 前項の部長及び副部長は、理事会で決定する。

(加盟団体)

第 3 条 規約第 5 条に規定する本連盟に加盟しようとする団体は、別記様式第 1 号に会員名簿を添付して申請をしなければならない。

2 本連盟の加盟団体は、毎年 3 月末までに次年度の活動場所、会員数等を別記様式第 2 号に会員名簿を添付して更新申請をしなければならない。

3 前項の申請については、申請内容について軽微な変更の場合は、遅滞なく前項の様式により本連盟への報告にかえることができる。

4 理事会は、第 1 項及び第 2 項の申請があった場合これを審査し、加盟を認める時は申請者に通知するものとする。

(会 員)

第4条 規約第6条に規定する本連盟に入会しようとする者は、別記様式第3号により申し込まなければならない。

(代議員)

第5条 規約第9条第2項に規定する代議員の人数は次によるものとする。

加盟団体名	代議員数	備考
広島市ダンススポーツ連盟	5名以内	
広島県ダンススポーツコンシル	3名以内	

(代表会員)

第5条 規約第14条第19(改正)条第23(改正)項に規定する代表会員は、規約第5条の規定により本連盟の加盟を認められた団体を代表する者で、理事会の承認を受けた者とする。

2 代表会員の数は、本連盟の加盟団体毎に1名とする。ただし、特に理事会で認める場合は、会員20名毎に1名追加できるものとする。

(協力会員)

第6条 前条第2項の規定によりがたい場合は、特に協力会員を設けることができる。

2 協力会員は、代表会員に代わるものとし、理事会の承認を受けた者とする。

(旅 費)

第7条 次の各号の1に該当する場合、旅費を支給する。

- 一 JDSF公認又は承認等の競技会でJDSFから要請があった事業、会議等のうち広島県ダンススポーツ連盟（以下「JDSF広島」という。）が特に必要と認めた事業、会議等に出席するとき
- 二 JDSF又は各府県連盟から要請があった事業、会議等のうちJDSF広島が特に必要と認めた事業、会議等に出席するとき
- 三 JDSF広島の事業展開で欠くことが出来ないとJDSF広島が特に必要と認めた資格等の修得ために出席するとき
- 四 県内の旅行については、旅行の距離が50キロメートルを超え、かつ前各号の規定に該当するとき。

2 支給額等については、次表によるものとする。

事業・会の名称	対象者	金額	備考
理事会	理事及び監事	500円(市内)	旅行の距離が80キロメートルを超えるときは、3,000円
ダンス競技会、技術認定会、有料ダンス交流会	理事、手伝者及び協力者	1,000円(市内)	同上
無料ダンス交流会、技術認定勉強会	理事、手伝者及び協力者	500円(市内)	同上
総会	理事、代表会員及び協力会員	500円(市内)	同上

(報酬)

第7条の2 当連盟主催の技術認定会において、公認認定員が認定審判した場合、1回につき1,000円支給する。

(経費請求)

- 第8条** 前条に規定する旅費等を請求する時は、別記様式第4号により請求するものとする。
- 2** その他の経費については、当連盟の運営に必要なものと理事会が承認した経費は前項に準ずる。

(役員等)

- 第9条** 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2** 代表者とは、役員及び協力会員をいう。

(慶弔費等)

- 第10条** 会員及び代表者の慶弔にかかる費用は、これを支出しない。ただし、理事会が本連盟の会員以外の者で特に認めた場合はこの限りでない。

付 則

1. この細則は、平成15年1月1日から施行する。(制定)
2. この細則は、平成15年4月13日から施行する。(一部改正)
- 2 この細則は、平成16年3月21日から施行する。(一部改正)
- 3 この細則は、平成16年9月20日から施行する。(一部改正)
- 4 この細則は、平成17年3月21日から施行する。(一部改正)
- 5 この細則は、平成18年3月19日から施行する。(一部改正)
- 6 この細則は、平成19年3月25日から施行する。(一部改正)
- 7 この細則は、平成24年3月11日から施行する。(一部改正)
- 8 この細則は、平成24年4月1日から施行する。(一部改正)
- 9 この細則は、平成27年5月17日から施行する。(一部改正)
- 10 この細則は、平成27年7月5日から施行する。(一部改正)
- 11 この細則は、令和3年4月10日から施行する。(一部改正)

広島県ダンススポーツ連盟会長 様

広島県ダンススポーツ連盟規約第 5 条の規定により貴連盟に加盟することを申請します

加 盟 申 請 書 (新規団体)

加盟団体(サークル)名	
推薦理事氏名・印 (推薦理事がない場合は申請できません)	氏名 _____ (印)
代表(会員)者 氏名 印 〒 住所 電話	氏名 _____ (印) (JDSF 会員番号) No _____ 〒 住所 _____ Tel _____
サークル活動施設名 施設住所 活動日時	施設名 _____ 所在地 _____ 毎週 _____ 時～ _____ 時
サークル全体数 JDSF 会員 内数	男 性 _____ 名 ・ 女 性 _____ 名 男 性 (_____ 名) ・ 女 性 (_____ 名)
研修区分(程度)	初級 ・ 中級 ・ 高等 ・ 専科
指導者氏名 プロ、アマ別 (アマで JDSF 指導員はその番号)	指導者氏名 _____ プロ、 _____ アマ (JDSF 指導員(No _____))
サークルの特徴 (サークルのモットー)	
活動場所付近見取図	別紙で添付してください。

太枠の中は全て記入してください。(未記入の場合は受け付けません)

- この申請書に、サークル会員名簿を添付して申請してください。
- 申請者は JDSF の会員でなければなりません。会員登録番号を記入してください。
- サークル代表者は、あくまでもサークルを代表する者とし、JDSF 会員以外でもかまいません。
- 代表会員は JDSF の会員とし、原則 1 名としてください。(代表会員は総会での発言の権利があります)
- 指導者はプロ、アマの別を○印を記入し、アマの場合で JDSF 指導員の資格のある場合は、その登録番号を記入してください。
- 推薦理事氏名 (印) を必ず記入してください。未記入の場合は申請できません。

年度 加盟団体登録報告書 (既認定団体)

広島県ダンススポーツ連盟会長 殿

つぎのとおり更新申請(報告)します

認定番号 及び登録サークル名 (変更した場合は変更後のサークル名)	号 ()
代表会員氏名・住所	氏名 〒住所・Tel
サークル活動施設名 施設住所 活動日時	施設名 所在地 毎週 時～ 時
サークル会員数 (内 JDSF 会員数)	男性 名 ・ 女性 名 男性 (名) ・ 女性 (名)
研究区分 指導員氏名 (アマで JDSF 指導員はその番号)	初級、 中級、 上級、 専科 指導者氏名 プロ、 アマ (JDSF 指導員 No)
その他(サークルの特徴 や変更事項を記入してください) (サークルのモットー)	

太枠の中は全て記入してください。

この用紙では新規のサークル加盟申請はできません

注意

- この申請書に、サークル会員名簿を添付して申請してください。
- 報告者は JDSF の代表会員とし、毎年 2 月末までに事務局あて提出してください。
- サークル名は「社交ダンス」の表現から「ダンススポーツ」の表現になるべく変更してください。
- サークル会員数はサークル全体の会員数を、()は JDSF の登録会員数を内数で記入してください。(サークル会員であっても、JDSF の会員以外の者がいるため)
- 代表会員は JDSF の会員とし、原則 1 名としてください。(代表会員は総会での発言の権利があります。) また代表会員なしでも可。 例外として JDSF 会員数 20 人毎に 1 人追加は可能です。
- 欄内に記入できない場合は、欄外又は別紙に記載してください。

サークル会員名簿

サークル名: _____

番号	フリガナ 氏名	性別	郵便番号 住所	会員 番号	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注意

1. 加盟申請書に添付して申請してください。
2. 用紙が不足する場合は、コピーして継ぎ足してください。
3. 会員番号の欄は、JDSF 会員の場合は、会員番号を記入し、それ以外は×を記入してください。
4. 本部に提出するために綺麗にお書きください。

広島県ダンススポーツ連盟 会員入会申込書

広島県ダンススポーツ連盟会長 殿

貴連盟の趣旨に賛同し、_____年会費（1月～12月）一千二百円を添えて 入会を申し込みます

氏名(ふりがな)	
〒 住所 (Tel)	
所属サークル名 代表会員 氏名	

注意：① 所属サークル名を必ず記入してください。所属サークルが本連盟の認定サークルでない場合は、入会できません。

② 原則として所属サークルに入会を申し込んでください。

..... (切り取り線)

年 月 日

領 収 書

氏名 _____ 様

金額 _____ 円

ただし、 _____ 年分の会費を正に領収しました

広島県ダンススポーツ連盟

氏名 _____

別記様式第4号

年 月 日

連盟経費請求書

広島県ダンススポーツ連盟会長 殿

次のとおり請求します

請求金額	_____円
請求者氏名	_____
内訳(記事)	_____円
	_____円
	_____円
	_____円
	_____円
	_____円

(裏面に領収書を貼ってください)

領収金額	_____円
受取年月日	平成 年 月 日
受取者氏名	_____

1. 表に記入の上、請求してください。
2. 後日、請求金額を支給しますので、下表の領収事項に記入してください。